

# 談合等不正行為の通報に対する措置要綱

(談合情報対応マニュアル)

## 1 業者選定委員会の審議

談合情報の通報を受けた場合は、大牟田市競争入札参加者選定委員会第1委員会又は大牟田市企業局競争入札参加者選定委員会第1委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、当該情報の信ぴょう性の有無、談合等不正行為の疑いが高いと認められる場合の判断その他談合情報の通報に対する対応について審議する。

## 2 措置（談合情報に信ぴょう性がある場合）

談合情報に信ぴょう性があると判断されたときは、原則として以下の措置をとるものとする。

### [1] 入札執行前（郵便入札の場合は開札前）の通報

(1) 入札参加業者（指名競争入札にあつては通報前に入札辞退者を除き、一般競争入札にあつては郵便入札に係る送付用封筒が配達指定日に到着したもので通報後に入札辞退者を含む。以下同じ。）を対象に個別に事情聴取を行う。この場合において、必要と認められるときは、入札の期日を延期する。

(2) (1)の結果、談合等の不正行為（以下「不正行為」という。）の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、当該入札を中止し、一般競争入札にあつては再公告により当該入札参加業者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札にあつては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。

なお、不正行為を行った業者及び不正行為の疑いが高いと認められた業者に対しては、大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）に基づき指名停止又は4月以内の指名回避の措置を行う。

(3) (1)の結果、不正行為の事実が確認されなかった場合は、入札参加業者に不正行為を行っていないこと及び後日不正行為が判明したときは契約の取消しその他いかなる措置にも異議を申し立てない旨の誓約書を提出させた上、入札を執行する。

(4) (3)の結果、談合情報どおりの落札結果となった場合等不正行為の疑いが高いと認められるときは、当該落札決定（郵便入札の場合は最低価格入札者決定）を取り消しの上全ての入札参加者の入札を無効とし、一般競争入札においては再公告により当該入札参加業者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札においては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。

なお、不正行為の疑いが高いと認められた業者については、4月以内の期間指名回避の措置を行う。

(5) (1)の後段に基づき入札の期日を延期し、当該入札を執行するまでの間、新たな条件付き一般競争入札に係る公告を行わず、かつ、入札参加業者に対し新たな指名競争入札に係る指名は行わない。

### [2] 入札執行中の通報

(1) 開札後の落札決定（郵便入札の場合は最低価格入札者決定）を一時保留し、入

札参加業者を対象に個別に事情聴取を行う。

- (2) (1)の結果、不正行為の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、全ての入札参加者の入札を無効とし、一般競争入札においては再公告により当該入札参加者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札においては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。

なお、不正行為を行った業者及び不正行為の疑いが高いと認められた業者に対しては、大牟田市指名停止等措置要綱に基づき指名停止又は4月以内の指名回避の措置を行う。

- (3) (1)の結果、不正行為の事実が確認されなかった場合は、当初入札の結果において落札者（郵便入札の場合は最低価格入札者）を決定する。

この場合においては、[ 1 ] - (3)と同様に入札参加業者に誓約書を提出させる。

- (4) (3)の結果、談合情報どおりの落札結果となった場合等不正行為の疑いが高いと認められるときは、当該落札決定（郵便入札の場合は最低価格入札者決定）を取り消しの上全ての入札参加者の入札を無効とし、一般競争入札においては再公告により当該入札参加業者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札においては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。

なお、不正行為の疑いが高いと認められた業者については、4月以内の期間指名回避の措置を行う。

- (5) 落札者（郵便入札の場合は最低価格入札者）の決定を保留している間、新たな条件付き一般競争入札に係る公告を行わず、かつ、入札参加業者に対し、新たな指名競争入札に係る指名は行わない。

※ なお、落札者（郵便入札の場合は最低価格入札者）の決定を宣言した後、当該落札（郵便入札の場合は当該入札）の結果を入札参加者以外の第三者が知り得ない状況における通報についても、当該入札参加業者を対象に個別に事情聴取を行い、前記(2)～(4)の措置を行う。この場合においては、契約の締結（郵便入札の場合は落札決定を含む。）を保留し、その間、新たな条件付き一般競争入札に係る公告を行わず、かつ、入札参加業者に対し新たな指名競争入札に係る指名は行わない。

### [ 3 ] 落札決定後、契約締結前の通報

- (1) 当該契約の締結を保留し、入札参加業者を対象に個別に事情聴取を行う。

- (2) (1)の結果、不正行為の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、落札決定を取り消しの上全ての入札参加者の入札を無効とし、一般競争入札においては再公告により当該入札参加業者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札においては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。

なお、不正行為を行った業者及び不正行為の疑いが高いと認められた業者に対しては、大牟田市指名停止等措置要綱に基づき指名停止又は4月以内の指名回避の措置を行う。

- (3) (1)の結果、不正行為の事実が確認されなかった場合は、落札者と契約を締結する。この場合においては、[ 1 ] - (3)と同様に入札参加業者に誓約書を提出させ

る。

- (4) 契約の締結を保留している間、新たな条件付き一般競争入札に係る公告を行わず、かつ、入札参加業者に対し、新たな指名競争入札に係る指名は行わない。

#### [ 4 ] 契約締結後、着工前の通報

- (1) 当該契約に係る入札参加業者を対象に個別に事情聴取を行う。
- (2) (1)の結果、不正行為の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、当該契約に係る全ての入札参加者の入札を無効とし、契約を取り消し、一般競争入札においては再公告により当該入札参加業者を参加させない措置を講じた上入札を行い、指名競争入札においては指名替え等を行った上新たな業者により入札を行う。
- なお、不正行為を行った業者及び不正行為の疑いが高いと認められた業者に対しては、大牟田市指名停止等措置要綱に基づき指名停止又は4月以内の指名回避の措置を行う。
- (3) (1)の結果、不正行為の事実が確認されなかった場合は、契約を継続する。この場合においては、[ 1 ] - (3)と同様に入札参加業者に誓約書を提出させる。

#### [ 5 ] 着工後の通報

- (1) 当該契約に係る入札参加業者を対象に個別に事情聴取を行う。
- (2) (1)の結果、不正行為の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、着工後の進捗状況等を考慮して契約の解除の可否を選定委員会において判断するものとする。この場合において、当該契約を継続する場合は、[ 1 ] - (3)と同様に入札参加業者に誓約書を提出させる。
- なお、不正行為を行った業者及び不正行為の疑いが高いと認められた業者に対しては、大牟田市指名停止等措置要綱に基づき指名停止又は4月以内の指名回避の措置を行う。
- (3) (1)の結果、不正行為の事実が確認されなかった場合は、契約を継続する。この場合においては、[ 1 ] - (3)と同様に入札参加業者に誓約書を提出させる。

### 3 措置（談合情報に信ぴょう性がない場合）

談合情報に信ぴょう性がないと判断されたときは、原則として、事情聴取は行わず、以下の措置をとるものとする。

#### [ 1 ] 入札執行前（郵便入札の場合は開札前）の通報

入札時において、入札参加業者に対し、談合情報の通報があったことを説明し、後日不正行為が判明した場合は契約の取消し等厳正な措置をとることの警告（以下「警告」という。）を行った上、入札を行う。

#### [ 2 ] 落札決定（郵便入札の場合は最低価格入札者決定）後、契約締結（郵便入札の場合は落札決定の上契約締結）前の通報

談合情報の通報があったことを落札者に説明し、当該落札者に不正行為がなかったことを確認し、警告を行った上、契約を締結する。

### [ 3 ] 契約締結後の通報

談合情報の通報があったことを契約の相手方に説明し、不正行為がなかったことを確認し、警告を行った上、契約を継続する。

#### 4 入札参加業者が共同企業体の場合の取扱い

入札参加業者が共同企業体の場合は、当該共同企業体の全ての構成員について事情聴取を行うほか、上記 1 から 3 までに定める手続、措置等に準じて、対応するものとする。

#### 5 指名回避の措置を受けた業者の入札参加制限

指名回避の措置を受けた業者は、原則として企画総務部契約検査室が所管する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができないものとする。

#### 6 警察等との連携

- (1) 談合情報の通報があった場合において、選定委員会が必要と認めるときは、警察に対し、当該通報及びそれに対する措置について、事情説明を行う。
- (2) 談合情報に係る不正行為の事実が確認された場合又は不正行為の疑いが高いと認められる場合は、警察及び公正取引委員会にその旨を通報する。

#### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この措置は、平成 5 年 7 月 1 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 5 月 2 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 9 月 1 0 日から施行する。